

チェーンソーによる伐木等作業及び車両系木材伐出機械作業に関する
作業計画の作成のための安全衛生教育実施のご案内
～作業計画作成安全衛生教育～

1 対 象 者

チェーンソーによる伐木等作業及び車両系木材伐出機械作業に関する作業計画の適切な作成による労働災害の防止を図るため、以下の者で希望する者に対して、作業計画作成安全衛生教育を実施します。

(1) 事業場

ア) 伐木等作業計画、車両系機械作業計画の作成者

事業体の代表者、事業場の責任者、事業場の管理者・担当者、現場責任者(班長、作業指揮者等)等

イ) 上記アの作業計画に基づき作業を指揮する者

現場責任者(班長、作業指揮者等)

(2) 発注者(民間、県・市町・国)

ア) 伐木等作業、車両系木材機械作業に係る業務を含む事業の発注担当者

事業発注の担当者、事業発注の担当管理者

イ) 上記アの事業の現場監理担当者

発注事業の監理担当者、発注事業の監理担当管理者

2 日時、場所、募集人員

期 日	時 間	科目内容	会 場	募集人員
9月25日(木)	9:15～ 16:50	学 科	山口森林ふれあいセンター (山口市大内長野1978)	先着10名 程度

※受講者が、講習会開催に必要な最低人数に達しない場合は、やむを得ず講習会を中止させていただくことがあります。

※会場駐車場の駐車台数に限りがありますので、できるだけ相乗り等でご来場ください。

3 科目、時間

別紙「作業計画作成安全衛生教育カリキュラム表」のとおりです。

4 受講料等(税込み)

区 分	受 講 料	テキスト代	合 計
林災防山口県支部会員 (内消費税 10%)	無 料		
非 会 員 (内消費税 10%)			

林業・木材製造業労働災害防止協会
(インボイス制度:登録番号「T2010405001854」)

5 受講申込

(1) 受講申込方法

- ① 申込受付は、令和7年8月6日(水)の午前8時30分からとします。
- ② 今回公表の別紙「受講申込書」に必要事項を記入の上、写真1枚(上半身正面無帽6ヶ月以内撮影:コピー用紙不可)を仮貼付し、運転免許証など本人確認ができる公的書類(写真付き)の写し1枚を添付して、下記申込先に郵送等でお申し込みください。
※電話、ファックスなどによる事前予約はできません。

【申込先】

〒753-0074 山口市中央4丁目5-16 山口県商工会館2階
林業・木材製造業労働災害防止協会 山口県支部

(2) 申込期限

令和7年9月12日(金)必着。ただし、定員に達した時点で終了とします。

注) 個人の受講希望者が一人でも多く受講できるよう一定の配慮を講じることとし、申込については、一つの法人(会社等)につき最大2名を限度とするなど一定の制限を行うこととしておりますので、あらかじめご了承くださいようお願いいたします。

(参考)

◇車両系木材伐出機械作業作業計画

- ・労働安全衛生規則第151条の88(調査及び記録)

事業者は、車両系木材伐出機械を用いて作業を行うときは、当該車両系木材伐出機械の転落、地山の崩壊等による労働者の危険を防止するため、あらかじめ、当該作業に係る場所について地形、地盤の状態等並びに伐倒する立木及び取り扱う原木等の形状等を調査し、その結果を記録しておかなければならない。

- ・労働安全衛生規則第151条の89(作業計画)

事業者は、車両系木材伐出機械を用いて作業を行うときは、あらかじめ、前条の規定により調査により知り得たところに適応する作業計画を定め、かつ、当該作業計画により作業を行わなければならない。

◇伐木等作業計画

- ・チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン

(平成27年12月7日基発1207第3号(令和2年1月31日基発0131第1号改正))

6 作業計画等

(3) 作業計画

ア 事業者は、伐木等作業を行う場合は、(略)作業計画を定めること。(略)作業計画は、現場の実態等を踏まえ、伐木等作業に加え、車両系木材伐出機械その他の作業を行うために定める作業計画と合わせて一の様式とすることも可能。

【お問合せ】 〒753-0074 山口市中央4丁目5-16 山口県商工会館 2階
林業・木材製造業労働災害防止協会 山口県支部 電話 083-922-0157